

福山市立高島小学校 いじめ防止基本方針

2014 年(平成 26 年)4 月

福山市立高島小学校

はじめに

子どもたちの健やかな成長は、社会全体の切なる願いであり、これから社会に巣立つ子どもたちが将来の夢を抱きながら生き生きと成長していくことができる社会を実現していくことは、私たち大人の重大な責務です。

しかし、いじめや暴力等により、子どもの生命や心身に重大な危険が生じる事案が発生しており、社会問題となっています。

本来、家族や周りの大人に温かく見守られて成長していくべき子どもが心や身体に大きな傷を負うことは、絶対に防がなくてはなりません。

そこで、高島小学校では、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「福山市いじめ防止基本方針」をもとに学校のいじめ防止基本方針を策定します。

この「高島小いじめ防止基本方針」では、いじめの防止等の取組を学校全体の教育活動の中で進めていくことを目指し、すべての児童の健全育成及びいじめのない子ども社会の実現を方針の柱としています。

今後、この「高島小いじめ防止基本方針」をもとに、いじめ根絶のための取組をさらに推進し、いじめに対する意識改革を喚起し、いじめの問題への正しい理解の普及啓発や児童をきめ細かく見守る体制の整備等をし、学校・保護者・地域が一体となって子どもを守るという強い決意を込めて、「高島小いじめ防止基本方針」を定めるものです。

高島小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止等のための基本的な考え方

(1) 策定の趣旨

いじめは、人間として絶対に許されない行為であり、いじめられた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

いじめは「どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである」との認識に立ち、いじめを許さない集団づくりを通して、いじめの問題の未然防止を図るとともに、いじめのサインを早期に発見し、早期に対応することが大切である。また、全ての児童が安心して学校生活を送り、自分の夢の実現に向かって様々な活動に自律的に取り組むことができるよう、学校を含め、地域社会全体でいじめの問題に取り組むことが重要である。

この趣旨を踏まえ、高島小学校では、いじめの問題の根絶に向け、いじめの防止等の基本的な方向を示す「福山市いじめ防止基本方針」を参考にして、本校としての「いじめ防止基本方針」を策定し、「いじめの防止等を推進する体制づくり」を確立するとともに、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

(2) いじめの定義等

「いじめ」をいじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第2条に基づき、次のとおり定義する。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- * 「児童等」とは、学校に在籍する児童生徒をいう。
- * 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つものとする。
- * 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や登校班の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指すものとする。
- * 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。
- * いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、校内における「いじめ防止委員会」の組織を活用して行う。

具体的ないじめの態様には、次のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より

(3) 本校におけるいじめ防止対策の基本的な考え方

ア いじめの未然防止

児童一人一人の状況を的確に把握し、全ての教育活動において望ましい集団づくりを進めるとともに、全ての児童が積極的に教育活動に参加して活躍することができるよう、「知・徳・体」の基礎・基本の充実を図る。

イ 児童の主体的な活動の支援

児童がしっかりと自律して、自分たちでいじめのない学校をめざして取り組んでいくことが重要であることから、児童会運営委員会でも、いじめ撲滅のための活動を行う等、児童の主体的な活動を支援する。

ウ いじめの早期発見・早期対応

定期的、計画的なアンケート調査や教育相談を進めるとともに、日常的な実態の把握により、小さな兆候を見逃さず、早い段階で的確に対応するなど、いじめの早期発見・早期対応に取り組む。

エ いじめへの組織的な対応

特定の教職員が問題を抱えこむことなく、法第22条により設置する「いじめ防止委員会」を中心に、全教職員がいじめられた児童を守りきるという立場に立ち、組織的に対応する。

オ 家庭や地域との連携

地域社会全体で児童を見守り育てるため、PTAや地域の自治会、学校関係者等が連携・協働する体制を構築する。

2 本校におけるいじめの防止等に関する取組

本校、いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し推進する。

- ・ 児童の健全育成に関わる関係機関・福山市教育委員会との連携強化
- ・ 教職員のいじめに対する認識、指導力の向上
- ・ 保護者等を対象とした啓発活動
- ・ インターネット上のいじめの防止に向けた児童への啓発
- ・ いじめに係る相談体制の構築
- ・ 定期的なアンケート・個別面談の実施

なお、いじめに係る相談、情報提供を受けた者は、当該相談、情報提供

等の際に取得した個人情報（福山市個人情報保護条例（平成15年6月30日条例第38号）第2条第4項に規定する個人情報をいう。）の漏えいの防止，その他当該個人の適正な取扱いに十分留意しなければならない。

（1）「福山市立高島小学校いじめ防止基本方針」の策定

いじめの問題の克服に向け，いじめの防止等の基本的な方向を示す「福山市立高島小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

（2）いじめの防止等に係る組織

いじめの防止及びいじめの早期発見・早期対応を組織的に行うための常設の組織として，「いじめ防止委員会」を置き，校務運営組織に位置付ける。構成員は，校長・教頭，生徒指導主事，保健主事，教務主任，研究主任，養護教諭とする。

（3）教職員の基本的な姿勢

- ア 教職員一人一人が，いじめられている児童を守り切るということを言葉と態度で示す。
- イ いじめられている児童を学校全体で守るためにも，児童が発するどんな小さなサインも見逃さない。
- ウ 児童一人一人の状況を的確に把握し，全ての教育活動において望ましい集団づくりを進めるとともに，全ての児童が積極的に教育活動に参加して活躍することができるよう「知・徳・体」の基礎・基本の充実を図る。
- エ 特定の教職員が問題を抱え込むことなく，学校全体で情報を共有する。また，学校だけで問題を解決しようとすることなく，児童一人一人の願いが実現できるように，家庭や福山市教育委員会，スクールカウンセラーや学校相談員と連携して取組を進める。

（4）具体的取組

- ア 児童への指導
 - ・ どのような行為がいじめに当たるのか，いじめられた児童にどのような影響を与えるのか，いじめはどのような構造なのかなど，いじめについて正しく理解させる。
 - ・ 社会体験や生活体験の機会を設け，児童の社会性を育み豊かな情操を培う。
 - ・ ソーシャルスキル・トレーニング等を通じて，円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育成する。
 - ・ 自分自身がいじめられていることや友人等がいじめられている事実を教職員や家族，相談機関等に伝えることは，適切な行動であることを理解させる。
 - ・ いじめの問題等について，児童が一人で悩むことがないように，「いじめダイヤル24」「校内の相談窓口」など，児童が気軽に相談できる体制を周知する。

イ 児童の主体的な活動の支援

- ・ 児童会によるいじめ撲滅キャンペーンなど、いじめの防止に向けて児童が主体的に活動できるよう支援する。

ウ 生徒指導体制及び教育相談体制の構築

- ・ いじめの防止等に係る校内研修の実施
- ・ いじめの防止等に係る保護者・関係機関等との連携
- ・ いじめの防止等に係る定期的なアンケート調査及び個別面談の実施
- ・ いじめの防止等に係る保護者への啓発，相談窓口の設置

3 重大事態への対処

「重大事態」とは，次に掲げる場合を指す。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- (1) 重大事態が発生した場合，学校は福山市教育委員会に報告し，福山市教育委員会は市長に報告する。
- (2) 学校は，調査組織（プロジェクトチーム等）を編成し，福山市教育委員会の指導助言のもと調査を行い，調査結果を教育委員会に報告し，教育委員会は市長に報告する。調査結果を受けて，市長又は福山市教育委員会が必要と判断した場合は，福山市教育委員会の附属機関が調査を行う。

4 「福山市立高島小学校いじめ防止基本方針」の公表及び改訂

福山市立高島小学校いじめ防止基本方針は，ホームページに公表するとともに，より実効性の高い取組とするため，必要に応じて検証及び見直しを行う。